

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催要領（隠岐島猟友会飯の山射撃場）

（技能講習）

1 開催日時、場所

開催月日	時間	区分
平成30年 6月 2日(土)	9:00~13:00	スート射撃（クーガセターホール上方を通過するように発射されるもの）
6月 9日(土)	同上	同上
6月16日(土)	同上	同上
6月23日(土)	同上	同上
9月 1日(土)	同上	同上
9月 8日(土)	同上	同上
9月15日(土)	同上	同上
9月29日(土)	同上	同上

2 受講場所

隠岐島猟友会飯の山射撃場
隠岐郡隠岐の島町岬町飯の山1番2の内
連絡先 08512-2-6345

3 受講区分

- スート射撃（クーガセターホール上方を通過するように発射されるもの）
 - 受講可能人数 4名
 - 使用銃種 散弾銃
 - 使用可能実包 4号（12番）以下

4 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて散弾銃を所持している者。

5 講習科目

- (1) 散弾銃の操作
- (2) 散弾銃の射撃

6 受講手続

受講者は「技能講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1ヶ月前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料12,300円（島根県収入証紙）を手数料納付書により納入すること。

7 携行品

- (1) 受講銃砲（予備銃の持ち込み可）
- (2) 適合実包
- (3) 猟銃用火薬類等譲受許可証（射場で実包等を譲受する場合）
- (4) 技能講習通知書

8 技能講習修了証明書の交付

教習射撃場からの実施結果の通知を受け、技能講習の修了を認定し、後日、警察署を通じて技能講習修了証明書を交付する。